

八丈町農業委員会

第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年9月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年9月24日(金) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：3番 菊池 國仁委員、4番 菊池 寛委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 東京都指導農業士認定の推薦の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 篠崎 京平、笠井 貴夫、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第6回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和3年9月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 449㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 ロベレニー

つづいて、番号2 農地の所在 三根1963番1、登記・現況 畑、農振区分 農振内、

面積 1,364㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 鉢物

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1について、譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんとはご姉妹の関係にあたり、島外にいる姉の●●●●さんから妹の●●●●さんが農地を引き継いで耕作する形となります。譲受人の●●●●さんは高齢ではございますが、農地取得後は旦那さまと協力して、耕作していくということで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、すでにロベが植えられており、今後も継続して、栽培していくとの事です。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

番号2の●●●●さんについては、現在自営の仕事をしている傍ら、農業も行っているとの事です。農地取得後は、奥さまと共に休日や空いた時間を利用して、鉢物栽培を行うとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、取得後に開墾整備して、鉢物の栽培スペースとして活用していくとの事です。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1、番号2農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 番号1農地については、事務局から説明もありましたようにロベが植えられており、引き続き継続して栽培していくとの事です。番号2農地については、山林化してはいるものの、開墾して鉢物の置き場として利用していくとの事で問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1、番号2農地について、13番農業委員お願いします。

農委13番 番号1農地については、推進委員7番推進委員からも説明があったとおり、きれいにロベが植えられております。引き続き、ロベを栽培していくとの事です。番号2農地について、事務局からも説明があったように譲渡人の●●●●さんは島外に住んでおり、耕作する見込みはなく、農地取得後は譲受人の●●●●さんが鉢物の置き場として有効的に利用していくとの事で問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号東京都指導農業士認定の推薦の決定についてを上程いたします。
事務局説明願います。

事務局 八丈町では昨年度9名の指導農業士が新たに追加され、合計20名の指導農業士が活躍しております。

指導農業士の役割として、島外の方で八丈の農業に興味を持った方への農業体験等の受け入れや研修センターでの技術指導等であります。

昨年に引き続き、今年も東京都より指導農業士募集の案内があり、今回の総会にて委員のみなさまより推薦の承認を受けましたら、今後東京都農林水産部へ申請書類を提出し、手続きを進めていきたいと思っております。

なお、本日机にお配りしてあります様式2号の1身上調書、様式2号の2経営調書に関しましては、農業収入等の個人情報が含まれている為、総会終了後に事務局の方で回収いたしますので、持ち帰らずそのまま机に置いていただきますようお願いいたします。

身上調書、経営調書をまとめたものが、議案第2号資料になり、こちらをもとに説明させていただきます。

それでは、議案第2号資料をご覧ください。

議案第2号 東京都指導農業士認定の推薦の決定について

東京都指導農業士認定要綱に基づき、東京都指導農業士認定の推薦の決定について意見を求める。

令和3年9月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

推薦者氏名 ●●●●、指導品目 ロベレニー、農業従事年数 43年間、

認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 ロベレニー110a、ルスカス35a、その他30a

続いて、認定要件の確認にうつります。

認定要件1番の都内で農業に従事していること、3番の認定農業者、またはそれと同等と認められる農業者であること、5番の体験研修、技術研修の受入が可能であることに関しては事務局の方で確認がとれておりますので問題ありません。

許可要件2番の農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められることに関しては、主要作目の栽培に長年従事していることや今後の作目の経営計画から判断して、農業技術、経営管理能力に優れた経営者であると思われれます。

許可要件4番の東京農業の担い手の育成に理解と情熱があり、積極的な指導ができることに関

しては、今回推薦する●●●●さんは、島外からの就農希望者に対する受入意識は高く、ロベレニーの栽培において若手農業者への技術指導経験もありますので、許可要件4番についても問題ないと思われます。

最後に許可要件6番の女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していることについては、許可要件の4番でも説明したとおり、若い農業者の方に自分の栽培する主要作目の技術指導を行って、次の世代にも広めていきたいという思いがあり、青年農業者が活躍できる環境も整備されていると思いますので、許可要件6番についても、問題ないと思われます。以上、事務局としましては、許可要件の1番から6番まで問題ないと思われませんが、最終的な判断は委員の皆様にご決定いただき、推薦の可否を決定していただければと思いますので、ご意見をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質問や意見はございますか。

…無いようでしたら議案第2号に関しまして、説明のあった1名推薦することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については、1名を推薦することに決しました。